

平成26年6月愛荘町議会定例会会議録

議事日程(第4号)

平成26年6月25日(水)午前10時30分開会

日程第 1 議案第44号 平成26年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第 2 議案第45号 愛荘町湖東三山館あいしょう条例の制定について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2

追加日程第1 議案第46号 契約の締結につき議決を求めるについて

追加日程第2 議案第47号 損害賠償の額を定めることについて

追加日程第3 議案第48号 平成26年度愛荘町一般会計補正予算(第3号)

追加日程第1 請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について

追加日程第1 意見書第2号 手話言語法制定を求める意見書について

追加日程第2 意見書第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について

追加日程第3 選挙第8号 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

追加日程第3 議場第13号 議員派遣について

出席議員(14名)

1番 上林村治君 2番 西澤桂一君

3番 伊谷正昭君 4番 高橋正夫君

5番 外川善正君 6番 德田文治君

7番 河村善一君 8番 小杉和子君

9番 本田秀樹君 10番 瀧すみ江君

11番 森隆一君 12番 竹中秀夫君

13番 辰己保君 14番 吉岡ゑみ子君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宇野一雄君	教 育 長	藤野智誠君
総合政策部長	林 定信君	住民福祉部長	川村節子君
総務部長	中村治史君	管理主監	北川孝司君
収納管理主監	小杉善範君	環境対策主監	北川 徹君
産業建設部長	北川元洋君	教育管理部長	青木清司君
教育主監	上田仁紀君	健康推進課長	酒井紀子君
福祉課長	岡部得晴君	建設・下水道課長	中村喜久夫君
人権政策課長	本田康仁君	生涯学習課長	山本隆男君

事務局職員出席者

議会事務局長 上林忠恭 書記 宮崎淳

開会 午前10時30分

◎開会の宣告

○議長（吉岡ゑミ子君） 皆さん、おはようございます。本日6月定例会最終日でございますので、協力をよろしくお願い申し上げます。
なお、本日、聴覚障がいの方々、また手話通話の方が傍聴に見えておられますので、皆さんのご理解とまたご協力をよろしくお願い申し上げます。

◎開議の宣告

○議長（吉岡ゑミ子君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（吉岡ゑミ子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡ゑミ子君） それでは、日程第1、議案第44号 平成26年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題にします。
本案について提案理由の説明を求めます。産業建設部長。

〔産業建設部長 北川元洋君登壇〕

○産業建設部長（北川元洋君） それでは、議案第44号 平成26年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を説明させていただきます。

議案書78ページをお開けください。平成26年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,158万7,000円とするものでございます。

事項別明細書でご説明をさせていただきます。81ページをお開けください。歳入でございます。繰入金他会計繰入金一般会計繰入金1万6,000円の減額でございます。

歳出の部でございます。総務費総務管理費一般管理費1万6,000円の減額でございます。主なものは職員手当等でございます。続きまして、公債費の部分でございます。公債費利子でございます。これは財源補正でございます。

82 ページには職員数 2 名、増減なしで給与費明細書を添付させていただいております。

どうかご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（吉岡ゑミ子君） これより議案第 44 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（吉岡ゑミ子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（吉岡ゑミ子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第 44 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（吉岡ゑミ子君） 起立全員であります。よって、議案第 44 号 平成 26 年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 45 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡ゑミ子君） 日程第 2 、議案第 45 号 愛荘町湖東三山館あいしうり条例の制定についてを議題とします。

6 月 12 日の議事を続けます。本案は総務産業建設常任委員会に付託され、審査報告書が提出されていますから、総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。
9 番、本田秀樹君。

[総務産業建設常任委員長 本田秀樹君登壇]

○総務産業建設常任委員長（本田秀樹君） 総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

平成 26 年 6 月 25 日

愛荘町議会議長 吉岡ゑミ子様

愛荘町総務産業建設常任委員会委員長 本田秀樹

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会議規則第 77 条の規定により報告をいたします。

1、審査結果 議案第45号 愛荘町湖東三山館あいしうう条例の制定についてを原案可決。

2、審査経過 愛荘町湖東三山館あいしうう条例の制定については、平成26年3月定例会で議案第4号として上程され、本委員会への付託となり、その後、閉会中の委員会において継続審査の議決を経て、本日の委員長報告に至りました。

3月18日の3月定例会会期中の委員会を含め、3月26日・4月16日・5月9日・6月13日の計5回、委員会を開催してまいりました。活発な協議の中で、同条例修正等の必要性が生じましたが、議案の訂正は本会議の許可の議決が必要となるので、当委員会では条例はそのものの撤回を前提とした弾力的な運用により審査を進めてまいりました。そのため、今期定例会で3月に上程された従前の条例が撤回され、新たに議案第45号として上程されたところであります。

では、3月18日から今日までの審査経過をご報告いたします。

まず、3月18日には1回目の委員会を開催し、委員7名の出席がありました。質疑の主なものは、観光施設としての運営内容について、施設の経営の考え方について、指定管理だけに偏った施設の運営になっていないかなどの審査が行われました。

第2回目の委員会は3月26日に開催し、委員7名の出席がありました。今回は第1回目の委員会まとめと3月定例会の閉会が迫っていたことから、閉会中の継続審査を申し出ることといたしました。

4月16日には第3回の委員会を開催し、委員7名の出席がありました。この時点から一部修正をされた条例を基に審査を行い、その質疑の主なものは、利用者と来場者および使用料と利用料の表現について、その他語句の修正についてなどの審査が行われました。

第4回目は5月9日に開催し、委員7名の出席がありました。その質疑の主なものは、施設利用に係る申請時期について、収益の考え方についてなどの審査が行われました。

最終は6月13日に開催し、委員6名の出席がありました。質疑はなく、討論を経て採決の結果、全員賛成で、議案第45号 愛荘町湖東三山館あいしうう条例の制定については原案のとおり決定いたしました。

なお、4月25日に当委員会では、町の施設 16箇所の視察を行っております。その際、湖東三山館あいしううの建設予定地の視察もさせていただきましたので、申し

添えておきます。

以上、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

○議長（吉岡ゑミ子君） 以上で、委員長報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（吉岡ゑミ子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（吉岡ゑミ子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第45号を採決します。本案に対する総務産業建設常任委員会は委員長報告のとおり可決であります。よって、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（吉岡ゑミ子君） 起立全員であります。よって、議案第45号 愛荘町湖東

三山館あいしう条例の制定については、原案のとおり可決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時41分

○議長（吉岡ゑミ子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま議案3件が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（吉岡ゑミ子君） 異議なしと認めます。よって、議案3件を日程に追加し、ただちに議題とすることに決定しました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡ゑミ子君） 追加日程第1 議案第46号 契約の締結につき議決を求ることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育管理部長。

[教育管理部長 青木清司君登壇]

○教育管理部長（青木清司君） それでは、追加議案書の1ページをお願いをいたします。

議案第46号 契約の締結につき議決を求めるについて、次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 平成26年度工事第18号 秦荘幼稚園施設増築工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 7,223万400円 |
| 4 契約の相手方 | 住所 滋賀県愛知郡愛荘町中宿182番地の1
氏名 川重株式会社愛知川本店 愛知川本店長 川瀬重和 |

以上でございます。 よろしくお願ひをいたします。

○議長（吉岡ゑミ子君） これより質疑に入ります。 質疑はございませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡ゑミ子君） 質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。 討論はございませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡ゑミ子君） 討論なしと認めます。
これより、議案第46号を採決します。 本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長（吉岡ゑミ子君） 起立全員であります。 よって、議案第46号 契約の締結につき議決を求めるについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡ゑミ子君） 追加日程第2 議案第47号 損害賠償の額を定めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。 産業建設部長。

〔産業建設部長 北川元洋君登壇〕

○産業建設部長（北川元洋君） それでは、議案第47号 損害賠償の額を定めるこ

とについてを説明させていただきます。

損害を次のとおり賠償することについて地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

相手方 滋賀県愛知郡愛荘町松尾寺 23番地 松岡茂樹

事故の概要でございます。平成26年4月11日金曜日、午後8時頃、相手方所有の自動車を家族が運転中、町道名神国八線（蚊野38番地3の付近）の陥没箇所に前輪が落ちフロントバンパー・アルミホイール・タイヤ等に損傷を与えたものでございます。

損害賠償金は8万3,099円でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉岡ゑみ子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡ゑみ子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡ゑみ子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第47号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡ゑみ子君） 起立全員であります。よって、議案第47号 損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡ゑみ子君） 追加日程第3 議案第48号 平成26年度愛荘町一般会計補正予算（第3号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 中村治史君登壇〕

○総務部長（中村治史君） それでは、議案第48号をご説明します。

議案書3ページをお開きいただきたいと思います。平成26年度愛荘町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万4,000円を追加し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ 96 億 5,512 万 8,000 円とするものでございます。

事項別明細書で各課目の補正額および内容を説明します。6 ページをお願いいたします。まず、歳入でございます。諸収入雑入の総務費雑入は全国町村総合賠償補償保険金 8 万 4,000 円の追加であります。

次に、歳出の総務費一般管理費補償補てん及び賠償金 8 万 4,000 円の追加であります。

以上、補正予算の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉岡ゑミ子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（吉岡ゑミ子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（吉岡ゑミ子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第 48 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（吉岡ゑミ子君） 起立全員であります。よって、議案第 48 号 平成 26 年度愛荘町一般会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 48 分

再開 午前 10 時 49 分

○議長（吉岡ゑミ子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま請願 1 件、意見書 1 件、選挙 1 件、議題 1 件が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（吉岡ゑミ子君） 異議なしと認めます。よって、請願 1 件、意見書 1 件、選挙 1 件、議題 1 件を日程に追加し、ただちに議題とすることに決定しました。

◎請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡ゑミ子君） 追加日程第1 請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願についてを議題とします。

お諮りします。請願第2号については会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略しますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（吉岡ゑミ子君） 異議なしと認めます。よって、請願第2号は委員会の付託を省略することに決定しました。

本案について紹介議員の説明を求めます。9番、本田秀樹君。

[9番 本田秀樹君登壇]

○9番（本田秀樹君） 請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書

紹介議員 本田秀樹

竹中秀夫

請願者 〒529-1325 愛知郡愛荘町東円堂 1700

愛知犬上地区聴覚障害者協会 会長 徳田千鶴子

件名 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書

請願趣旨 手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及・研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法（仮称）を制定するよう、地方自治法第99条の規定による意見書を政府ならび国会に提出していただきたいということです。

理由としては、手話とは日本語を音声ではなく、手や指・体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。しかし、ろう学校では長い間、手話は禁止され、社会においても手話を使うことで差別されてきた歴史があります。

2006年（平成18年）12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されました。障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年（平成23年）8月に成立した改正障害者基本法ではすべ

て障害者は可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保されると定められました。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもたちが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及・研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

以上の点から、愛荘町議会から政府ならびに国会に上記趣旨を踏まえた意見書を提出していただきますよう請願するものであります。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願を提出いたします。

平成26年5月28日

愛荘町議会議長 吉岡ゑミ子様

趣旨をご理解のうえ、議員各位のご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉岡ゑミ子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡ゑミ子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡ゑミ子君） 討論なしと認めます。

これより、請願第2号を採決します。本案は原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡ゑミ子君） 起立全員であります。よって、請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願については、原案のとおり採択することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時02分

○議長（吉岡ゑミ子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま意見書1件が提出されました。これを日程に追加し、ただ

ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（吉岡ゑミ子君） 異議なしと認めます。よって、意見書1件を日程に追加し、ただちに議題とすることに決定しました。

◎意見書第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡ゑミ子君） 追加日程第1 意見書第2号 手話言語法制定を求める意見書についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。9番、本田秀樹君。

[9番 本田秀樹君登壇]

○9番（本田秀樹君） 意見書第2号 平成26年6月25日

愛荘町議会議長 吉岡ゑミ子様

手話言語法制定を求める意見書

上記の議案を、愛荘町議会会議規則第14条の規定により提出する。

提出者	愛荘町議会議員	本田	秀樹
賛成者	同	竹中	秀夫
賛成者	同	上林	村治
賛成者	同	西澤	桂一
賛成者	同	伊谷	正昭
賛成者	同	高橋	正夫
賛成者	同	外川	善正
賛成者	同	徳田	文治
賛成者	同	河村	善一
賛成者	同	小杉	和子
賛成者	同	瀧	すみ江
賛成者	同	森	隆一
賛成者	同	辰巳	保

手話言語法制定を求める意見書

手話とは日本語を音声ではなく、手や指・体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声

言語と同様に大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006年（平成18年）12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されている。障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年（平成23年）8月に成立した改正障害者基本法ではすべて障害者は可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保されると定められました。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、きこえない子どもたちが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及・研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考える。

よって、愛荘町議会は政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもたちが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及・研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法（仮称）制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成26年6月25日

滋賀県愛知郡愛荘町議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣宛
以上、よろしくお願ひをいたします。

○議長（吉岡ゑミ子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡ゑミ子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡ゑミ子君） 討論なしと認めます。

これより、意見書第2号を採決します。本案は原案のとおり採択することに賛成の

諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（吉岡ゑミ子君） 起立全員であります。よって、意見書第2号 手話言語法制定を求める意見書については、原案のとおり採択することに決定しました。

◎意見書第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡ゑミ子君） 追加日程第2 意見書第1号 ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書についてを議題にします。
本案について提案理由の説明を求めます。9番、本田秀樹君。

[9番 本田秀樹君登壇]

○9番（本田秀樹君） 意見書第1号 平成26年6月25日

愛荘町議会議長 吉岡ゑミ子様

　　ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

上記の議案を、愛荘町議会会議規則第14条の規定により提出する。

提出者	愛荘町議会議員	本田	秀樹
賛成者	同	竹中	秀夫
賛成者	同	小杉	和子
賛成者	同	伊谷	正昭
賛成者	同	徳田	文治

　　ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

わが国においてウィルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や特定フィブリノゲン製剤および特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

　　ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療がB型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上る。特に、肝硬変・

肝がん患者は高額の医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を期している。現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないとといった実態が報告されるなど、現在の制度は肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、とりわけ肝硬変および肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めることとの附帯決議がなされた。しかし、国においては肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。肝硬変・肝がん患者は毎日120人以上が亡くなっている、医療費助成を含む生活支援の実現は一刻の猶予もない課題である。

よって、愛荘町議会は下記事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1、ウイルス性肝硬変・肝がんに関する医療費助成を創設すること。
- 2、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成26年6月25日

滋賀県愛知郡愛荘町議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣宛

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（吉岡ゑミ子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（吉岡ゑミ子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（吉岡ゑミ子） 討論なしと認めます。

これより、意見書第1号を採決します。本案は原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（吉岡ゑミ子君） 起立全員であります。よって、意見書第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書については、原案のとおり採択することに決定しました。

◎選挙第8号の上程、説明

○議長（吉岡ゑミ子君） 追加日程第3 選挙第8号 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題にします。

この広域連合議会議員につきましては、滋賀県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、関係市町の議会の議員ならびに長および副市長のうちから、各関係市町の議会において1人を選挙するとなっております。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（吉岡ゑミ子君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（吉岡ゑミ子君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に、「町長 宇野一雄君」を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました宇野一雄君を滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（吉岡ゑミ子君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました宇野一雄君が滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました宇野一雄君が議場にいますから、愛荘町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

◎議場第13号の上程、説明、採決

○議長（吉岡ゑミ子君）　追加日程第4、議場第13号　議員派遣についてを議題にします。

会議規則第120条の規定により、お手元に配付しました議案のとおり、議員を派遣することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（吉岡ゑミ子君）　異議なしと認めます。よって、議場第13号　議員派遣については、お手元に配付しました議案のとおり、議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（吉岡ゑミ子君）　これで、本定例会に付された日程はすべて終了しましたので、会議を閉じます。
町長。

◎閉会のあいさつ

○町長（宇野一雄君）　それでは、今議会の閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げたいと存じます。

今議会で提案させていただきました案件は、追加案件を含めまして、条例の制定撤回案件1件、報告案件3件、条例の専決処分の承認案件2件、議長提案によります選挙案件1件、条例の制定および改正案件7件、契約の締結に伴う議決案件1件、平成26年度各会計の補正予算案件6件、損害賠償の額を定める案件2件につきまして、慎重審議のうえ、すべての案件につきまして、可決および承認をいただき、誠にありがとうございました。

また、ただいま申し上げました案件に含んでおりますが、平成26年3月議会定例会にご提案申し上げ、閉会中の継続審査を要するものを議決いただきまして、愛荘町湖東三山館あいしうる条例の制定についてにつきまして、閉会中の総務産業建設常任委員会でご審議いただき、条文の訂正や条項の構成が生じましたことから、今議会で撤回させていただき、今ほども申し上げました追加議案で、愛荘町湖東三山館あいしうる条例の制定についてを提案させていただき、慎重に審議いただきました結果、可

決いただきありがとうございました。

今まで議員各位より賜りましたご意見、ご提言を踏まえさせていただき、湖東三山館あいしょうの本年11月オープンに向け事務を進めさせていただきたいと存じております。

また、本年4月1日より消費税が5%から8%に引き上げられました。このことによる個人消費への影響など、経済情勢に与える影響の気になるところでございます。

6月18日に、日本百貨店協会が発表いたしております「全国百貨店の売上高」は、対前年度比と比較いたしまして、4月では12.0%の減、5月では4.2%の減と2ヵ月連続で減となっております。

しかし、減少率も4月と5月では減少率に改善が見られており、6月の月例経済報告おきましても、景気の復調判断は緩やかな回復基調が続いているとされております。消費税率引き上げに伴う影響についても、弱い動きとされ、個人消費につきましては5ヵ月ぶりに情報修正されております。このことは消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減が緩和しているとしております。

このように月例経済報告などを見ておりますと、景気は徐々にではありますが、回復基調でございまして、これらの動向を注視しながら、今後の財政運営に正してまいりたいと考えております。

議会中に賜りました貴重なご意見やご提言を踏まえ、職員ともども誠心誠意、これらの事務執行にあたってまいりたいと考えております。今後とも変わらぬご指導・ご鞭撻をいただきますようお願いを申し上げます。

最後に、6月議会閉会にあたり、議員各位におかれましては今後夏場に向かい暑い日が続き、体調を崩しやすい季節と存じますが、お身体には十分ご自愛いただき、ご健勝でご活躍いただきますことをご祈念申し上げ、御礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉岡ゑミ子君） これをもって、平成26年6月愛荘町議会定例会を閉会します。皆さまのご協力ありがとうございました。

引き続きまして、全員協議会を開かせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

閉会 午前11時22分

上記会議の次第は事務局長 上林忠恭の記載したもので、その内容の正確であること
を証するためここに署名する。

平成 年 月 日 議 会 議 長

平成 年 月 日 議 会 議 員 5 番

平成 年 月 日 議 会 議 員 6 番